佐賀県告示第635号

指定金融機関等の指定(平成13年佐賀県告示第163号)の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から施行する。 平成28年12月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
		1	・2 略		
3 収納代理金融機関		3	収納代理金融機関		
取扱店舗	取扱事務の範囲		名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
社ゆうちょ銀行 略			株式会社ゆうちょ銀行	略	
福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資 金償還金、県営住宅 及び駐車場の使用料 並びに育英資金返還 金の収納事務(自動 払込によるものに限 る。)			福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資 金償還金、県営住宅 及び駐車場の使用 料、育英資金返還金 並びに佐賀県税条例 第2条第2号に規定 する徴収金の収納事 務(自動払込による ものに限る。)
	取扱店舗 略 福岡貯金事務セ	取扱店舗 取扱事務の範囲 略 福岡貯金事務セ 母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料並びに育英資金返還金の収納事務(自動払込によるものに限	取扱店舗 取扱事務の範囲 略	取扱店舗 取扱事務の範囲 1・2 略 略 名称 略 株式会社ゆうちょ銀行 高間貯金事務センター 母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料並びに育英資金返還金の収納事務(自動払込によるものに限 本の収納事務(自動払込によるものに限	取扱店舗 取扱事務の範囲 2 日・2 略 3 収納代理金融機関 2 取扱店舗 取扱事務の範囲 2 名称 取扱店舗 略 2 取扱店舗 略 株式会社ゆうちょ銀行 略 福岡貯金事務センター 会償還金、県営住宅及び駐車場の使用料並びに育英資金返還金の収納事務(自動払込によるものに限 4 が は ないに